

熊本県公報

第 1 1 5 7 6 号
平成 19 年 7 月 20 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による医療機関の指定.....(社会福祉課) 1
- 生活保護法の規定による医療機関の変更.....(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止.....(") 2
- 木材業者及び製材業者の書換.....(林業振興課) 3
- 熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する
要項.....(労働雇用総室) 4
- 特定計量器定期検査の実施.....(産業支援課) 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定.....(交通・くらし安全課) 5
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 5
- "(") 6

公 告

- 捜査用車(2000cc クラス・ワゴン型)の調達にかかる一般競争入札の
実施.....(管理調達課) 6
- 芦北保健医療圏域における病院、診療所の開設及び病床増に係る申請
手続.....(医療政策総室) 9
- 平成 19 年就業構造基本調査報償品の調達に係る一般競争入札の実施.....(統計調査課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの
意見.....(商工政策課) 11
- 交通取締用車・覆面(3000cc クラス・セダン型)の調達にかかる一般
競争入札.....(管理調達課) 12
- 開発行為工事完了.....(建 築 課) 14
- "(") 14

告 示

熊本県告示第 638 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6010233	右田泌尿器科医院	医療法人右田会	八代市若草町 2-10	平成 18 年 3 月 1 日
6740014	脳神経外科 小林クリニック	小林 清吉	球磨郡錦町西 3604-106	平成 19 年 6 月 1 日
6020151	とやまクリニック胃腸科肛門科	医療法人社団とやまクリニック	人吉市宝来町 12 番地 9	平成 19 年 5 月 1 日
6030116	多田隈整形外科医院	医療法人鴻恩会 多田隈整形外科医院	荒尾市宮内出目 691	平成 19 年 5 月 1 日
6070080	大橋通クリニック	医療法人菅村会	山鹿市大橋通 703	平成 19 年 5 月 1 日
6010234	浜田呼吸器内科クリニック	医療法人社団博慈会	八代市大村町 1113 番 5	平成 19 年 5 月 1 日
6580014	香田整形外科	医療法人香和会	上益城郡嘉島町北甘木 2018	平成 19 年 5 月 1 日

			番地	
〔歯科〕				
指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6314008	川野歯科医院	川野 靖幸	玉名郡南関町小原松ヶ下 883-1	平成 19 年 4 月 1 日
6094025	つつみ歯科医院	塘 英亮	菊池市大琳寺 203-1	平成 19 年 6 月 1 日
〔薬局〕				
指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0001018	岡東調剤薬局	有限会社同仁	天草市久玉町 5704-5	平成 19 年 6 月 1 日
0001019	こもり薬局	有限会社ワイ・ エス・エム	阿蘇郡西原村小森 1113-1	平成 19 年 6 月 1 日
0001020	百太郎薬局	有限会社くすりの エスエス堂	球磨郡錦町西字百太郎 3604- 105	平成 19 年 6 月 1 日
〔訪問看護ステーション〕				
指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6100058	ケアセンターみ どりかわ 訪問 看護ステーショ ン	医療法人社団小 田会	宇土市野鶴町 352	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 639 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から変更の届出があった。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
右田クリニック	医療法人右田 会	名 称		平成 18 年 10 月 1 日
		右田泌尿器科医院	右田クリニック	
山岡胃腸科内科	医療法人社団 山秀会	名 称		平成 19 年 3 月 8 日
		山岡胃腸科クリニック	山岡胃腸科内科	
西岡外科胃腸科 医院	西岡 涼子	開 設 者		平成 19 年 5 月 23 日
		森 涼子	西岡 涼子	

熊本県告示第 640 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6010113	右田泌尿器科医 院	右田 紀雄	八代市若草町 2-10	平成 18 年 3 月 1 日
6020145	とやまクリニッ ク胃腸科肛門科	外山 裕二	人吉市宝来町 12-9	平成 19 年 5 月 1 日
6030044	多田隈整形外科 医院	多田隈 鴻	荒尾市宮内出目 691	平成 19 年 5 月 1 日
6070076	大橋通クリニッ	菅村 充晃	山鹿市大橋通 703	平成 19 年 5 月 1 日

	ク			
6010216	浜田呼吸器内科 クリニック	濱田 隆博	八代市大村町 1113 番 5	平成 19 年 5 月 1 日
6580008	香田整形外科	香田 英俊	上益城郡嘉島町北甘木 2018	平成 19 年 5 月 1 日

熊本県告示第 641 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書き換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 6 月 18 日 A07011	上益城郡嘉島町上島 2927 上益城木材事業協同組合 田中伸穂	上益城郡嘉島町上島 2927 上益城木材事業協同組合 平川勝	代表者の変更
平成 19 年 6 月 26 日 A10023	球磨郡湯前町 4021-1 湯前木材事業協同組合 恒松高續	球磨郡湯前町 4021-1 湯前木材事業協同組合 那須主隆	代表者の変更
平成 19 年 6 月 27 日 A08007	八代市日置町 677-1 株式会社南栄 荒木迪夫	八代市日置町 677-1 株式会社南栄 内山伸二	代表者の変更

（製材業者登録の書き換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 6 月 18 日 B07009	上益城郡嘉島町上島 2927 上益城木材事業協同組合 田中伸穂	上益城郡嘉島町上島 2927 上益城木材事業協同組合 平川勝	代表者の変更

熊本県告示第 642 号

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項（平成 6 年熊本県告示第 380 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 8 条第 1 号中「2 箇月」を「2 か月」に、「3 箇月」を「3 か月」に改め、同条第 3 号中「1.2%」を「1.3%」に改め、同条第 4 号中「1 年 6 箇月」を「1 年 6 か月」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- 改正後の第 8 条第 3 号の規定は、この要項の施行の日以後の貸付けに係る貸付利率について適用し、同日前の貸付けに係る貸付利率については、なお従前の例による。

熊本県告示第 643 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、阿蘇市、阿蘇郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
阿蘇市	平成 19 年 8 月 27 日	午前 10 時から午後 3 時まで	JA 阿蘇 黒川 支所第二倉庫	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
阿蘇市	平成 19 年 8 月 28 日	午前 10 時から正午まで	JA 阿蘇 永水 支所	
阿蘇市	平成 19 年 8 月 28 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	JA 阿蘇 山田 支所	
阿蘇市	平成 19 年 8 月 29 日	午前 10 時から午後 3 時まで	農村環境改善セ ンター	
阿蘇市	平成 19 年 8 月 30 日	午前 10 時から午後 3 時まで	一の宮体育館	
阿蘇市	平成 19 年 8 月 31 日	午前 10 時から午後 3 時まで	阿蘇市波野支所	
小国町	平成 19 年 9 月 3 日	午前 11 時から正午まで	杖立多目的広場	
小国町	平成 19 年 9 月 3 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	北里小学校	
小国町	平成 19 年 9 月 4 日	午前 10 時半から午後 2 時まで	小国町役場	
小国町	平成 19 年 9 月 4 日	午後 2 時 20 分から午後 3 時まで	小国公立病院	
南小国町	平成 19 年 9 月 5 日	午前 10 時半から午後 3 時まで	南小国町自然休 養管理センター	
南小国町	平成 19 年 9 月 6 日	午前 10 時半から午後 2 時半 まで	りんどうヶ丘小 学校	
産山村	平成 19 年 9 月 7 日	午前 10 時半から午後 2 時半 まで	産山村役場	
高森町	平成 19 年 9 月 10 日	午前 10 時半から正午まで	高森町草部出張 所	
高森町	平成 19 年 9 月 10 日	午後 1 時半から午後 2 時半ま で	高森町朋遊館	

高森町	平成 19 年 9 月 11 日	午前 10 時半から午後 3 時まで	高森町林業総合センター
南阿蘇村	平成 19 年 9 月 12 日	午前 10 時半から午後 3 時まで	南阿蘇村白水庁舎
南阿蘇村	平成 19 年 9 月 13 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	南阿蘇村久木野総合センター
南阿蘇村	平成 19 年 9 月 13 日	午後 1 時から午後 3 時まで	JA 阿蘇 長陽中央支所
西原村	平成 19 年 9 月 14 日	午前 10 時から午後 3 時まで	西原村役場

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 19 年 9 月 10 日から 平成 19 年 9 月 14 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第 644 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として平成 19 年 7 月 12 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	OL 破れたエロ下着（新東宝） 白衣と老人 覗きぬれぬれ（新日本） 奴隷（新東宝） 女帝と女秘書 指で昇天（新東宝） 飢えた痴女 汚らわしい穴（新日本） 令嬢とメイド 監禁吸い尽くす（オーピー） かわいい妹 悩ましい妄想（オーピー） 凄辱の爪跡 裂かれた下着（オーピー） 絶倫義父 初七日の喪服新妻（新日本） 浮気妻 ハメられた美乳（オーピー） 親友の恥母 白い下着の染み（新日本） 痴漢する教師 不倫と制服（新東宝） 妻失格 濡れた W 不倫（オーピー） 女教師は二度犯される（日活） 股ぐらを見せる女（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 645 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

主要 地方 道	熊本高森 線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字笹尾	前	14.0 ～ 27.0	65.8	廃道処分
		4036 番 2 地先から 同所 4037 番 3 地先まで	後	13.0 ～ 23.2	65.8	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 20 日

熊本県告示第 646 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	川瀬免田 線	球磨郡あさぎり町須恵字川瀬	前	6.5 ～ 17.8	933.4	緊道整
		7041 番 1 地先から 同町免田東字北吉井	後	9.5 ～ 21.8	933.4	
		2312 番地先まで	前	5.8 ～ 15.8	240.2	
		球磨郡あさぎり町免田東字北吉井 同所 1999 番 15 地先から 同所 1983 番 1 地先まで	後	10.0 ～ 22.2	240.2	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 20 日

公 告

熊本県公告第 629 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
捜査用車（2000cc クラス・ワゴン型） 11 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 12 月 28 日（金）
- (4) 納入場所
熊本県警察本部警務課（装備係）
- (5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

- (6) 入札方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 7 月 20 日（金）から平成 19 年 7 月 26 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、2 の（5）に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 7 月 20 日（金）から平成 19 年 7 月 31 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- また、電子入札により参加する者は、（4）の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
- ア 競争入札参加資格確認申請書

- イ 2 の (5) を証明する書類 (仕様適合証明書)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580 (ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 7 月 20 日 (金) から平成 19 年 7 月 31 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の (5) 記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム (運用時間: 午前 9 時～午後 5 時) により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 8 月 8 日 (水) 午後 4 時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 8 月 9 日 (木) 午前 10 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
 - ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
 - (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の (3) のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 8 月 8 日 (水) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ くじ番号の記入のない入札
ク 明らかに連合によると認められる入札
ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
コ 二以上の意思表示を行った入札
サ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札保証金
免除する。
 - (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を

- 履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (6) 最低制限価格
設定しない。
 - (7) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
平成 19 年 8 月 31 日 (金)
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
平成 19 年 8 月 24 日 (金)
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 630 号

芦北保健医療圏における病院・診療所の開設及び増床に係る申請手続きについて、次のとおりお知らせします。

平成 19 年 7 月 20 日

病床の減少等により、水俣市及び芦北郡を対象とする芦北保健医療圏では、熊本県保健医療計画で定める基準病床数に対して、下記 1 のとおり、既存病床が下回っております。つきましては、当該圏域において、下記 1 に掲げる病床種別に係る病院・診療所の開設及び増床を希望される方は、下記 2 により許可申請書を提出してください。

記

- 1 病床種別及び病床数
 - (1) 病床種別 病床・診療所における一般病床及び療養病床
 - (2) 病床数 26 床
- 2 申請の手続き等
 - (1) 申請書の提出期間及び提出場所
平成 19 年 8 月 20 日 (月) から同年 8 月 24 日 (金) までの期間で、午前 9 時から午後 5 時までに、水俣保健所総務企画課に提出してください。
 - (2) 許可申請書等の交付方法及び問い合わせ先
許可申請書等の様式については、水俣保健所総務企画課でお渡しします。ただし、郵送を希望される場合は、切手 (80 円) を貼付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。
その他、問い合わせ等があれば水俣保健所総務企画課まで御連絡ください。
- (問い合わせ先)
水俣市八幡町二丁目 2 番 13 号
水俣保健所総務企画課 (電話 0966-63-4104)
- 3 その他
受付期間内に提出があった許可申請書の病床数の合計が、不足病床数を超過した場合には、必要な調整を図った上で許可することとなります。

熊本県公告第 631 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
キッチンハサミ のし紙付き 9,408 個
 - (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期間
契約の日から平成 19 年 8 月 31 日まで
 - (4) 納入場所
県内 46 市町村
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「物品（7）雑貨類①記念品・贈答品」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 平成 19 年就業構造基本調査の報償品売買取約書（以下「契約書」という。）及び仕様書に定める業務を遅滞なく遂行できる者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、4 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 7 月 20 日（金）から平成 19 年 7 月 26 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、仕様書に示す物と同等の物で入札を希望する場合は、その物の仕様が分かるものを持参すること。

- (1) 提出期間
平成 19 年 7 月 20 日（金）から平成 19 年 7 月 30 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県地域振興部統計調査課教育労働班（県庁行政棟本館 6 階）
郵便番号 862-8570
住所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 3607
ダイヤルイン 096-333-2179

6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
入札日の前日までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 8 月 3 日（金） 午後 2 時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 6 階 601 会議室

- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を入札日の前日までに提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 二以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県告示第 632 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 1 月 24 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定によりあさぎり町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコあさぎり店

- 球磨郡あさぎり町上西字大島 86-1 ほか
- 2 市町村からの意見の概要
国道に面していること及び町道を挟んで既に大型店が出店していることから、開店時及び特売日、朝夕の通勤時等は特に渋滞が予想される。また、右左折時は信号機が設置されていないため交通事故の発生が非常に懸念される。周辺道路は住民の重要な生活道路となっており、今回の出店に際しても交通面で住民の関心は深いものと思われるので交通安全対策については特に配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成 19 年 7 月 20 日から平成 19 年 8 月 20 日まで

熊本県公告第 633 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品及び数量
交通取締用車・覆面 (3000cc クラス・セダン型) 1 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 12 月 28 日 (金)
- (4) 納入場所
熊本県警察本部警務課 (装備係)
- (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続 (入札書の提出から落札者の決定まで) を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札 (物品調達・業務委託契約等) 運用基準 (以下「運用基準」という。) の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続 (以下「紙入札方式」という。) によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
- (6) 入札方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (3) 記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 7 月 20 日 (金) から平成 19 年 7 月 25 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2 の (5) に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 7 月 20 日 (金) から平成 19 年 7 月 27 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、(4) の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の (5) を証明する書類 (仕様適合証明書)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580 (ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 7 月 20 日 (金) から平成 19 年 7 月 27 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の (5) 記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム (運用時間: 午前 9 時～午後 5 時) により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 7 月 31 日 (火) 午後 4 時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 8 月 1 日 (水) 午後 2 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の (3) のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 7 月 31 日 (火) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ くじ番号の記入のない入札
ク 明らかに連合によると認められる入札
ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
コ 二以上の意思表示を行った入札
サ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札保証金
免除する。
 - (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (6) 最低制限価格
設定しない。
 - (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
平成 19 年 8 月 22 日（水）
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
平成 19 年 8 月 8 日（水）
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 634 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名郡長洲町大字長洲字葉山 523 番地、同 524 番地、同 533 番地 1、同 534 番地 1 及び水路の一部
3,116.39 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名郡長洲町大字長洲 500 番地 1
前田建設有限会社

熊本県公告第 635 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

阿蘇市一の宮町宮地字南油町 4454 番 1、同 4454 番 14、同 4476 番、同 4478 番 2 の一部
及び同 4485 番 5
5,114.82 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県川崎市中原区中丸子 150 番地
東京応化工業株式会社

